

地域主権一括法に伴う条例(児童福祉法：保育所)のパブリックコメント
の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
子育て応援課

1 実施結果

- (1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで
(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
5 (2)	52 (29)	10 (7)	67 (38)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応 (案)
職員配置 (保健師又は看護師の配置) 9件	子どもの発達保障の前提として、日々の体調管理と子どもの安心・安全を確保するために、看護師又は保健師を努力義務でなく必置とすること。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とした。
職員配置 (保育士の基準以外の配置) 6件	さまざまな発達の子どもたちがいるので、個々の成長を保障するためにも、人員を手厚くして一人一人の子どもたちが適切な保育を受けられるよう、基準以外の職員の配置を義務規定とする	保育士の配置については、国で定められている配置基準により配置され、保育が実施されているが、それとは別に各園において必要に応じて保育士を配置している。全ての施設に配置することは、各保育所の実情により対応が異なると思われるので、努力規定とした。
職員配置 (専門職) 1件	保育士に様々な問題に対応いただくのは困難なことと思いますので、「専門職員」の配置を検討いただきたい。	各年齢児担当保育士のほかに、各保育所の実情により、障がい児、家庭支援など専門に担当する保育士が配置されているところであり、条例で規定することは考えていない。
職員配置 (職員基準) 1件	より保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士や調理師・看護師の基準を明確にしてほしいです。	保育士については、配置基準が定められているが、調理員・看護師については、配置基準は定められていない。各保育所の実情により対応しており、条例で規定することは考えていない。
職員配置 (配置基準) 30件	保育の質を担保するため、保育士配置基準の緩和(保育士1人当たりの乳幼児数を少なくする)をすること 0歳児 3:1→2:1 1、2歳児 6:1→4:1 3歳児 20:1→15:1 4、5歳児 30:1→20:1 ほか	保育士の配置については、国で定められている配置基準により配置され、保育が実施されているが、それとは別に各園において必要に応じて保育士を配置している。 基準を上げることにより、財政負担が生じることから全ての市町村での対応は困難と考え、基準はそのままとし、さまざまな支援に対応するため基準を上回る保育士の配置を行うよう努力規定とし、補助制度により保育士配置を推進していくこととしている。

項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
職員配置 （事務職員）2件	事務量の多さから、事務職員の配置が必要	全ての施設に配置することは、各保育所の実情により対応が異なると思われ、条例で規定することは考えていない。
施設設備 （面積基準） 5件	これから新設・増設する保育所においては、年齢ごとの居室面積はロッカー・押し入れなどを除く実質的な生活空間を確保した面積で算定すること。 0歳～1歳児室は5㎡ ほか	保育室等の面積については、適正な面積基準の検討をする必要があるが、今回、客観的な基準を示すに至らなかったため、今後検討していくこととする。
施設設備 （バリアフリー） 1件	新設（新築）認可の場合はバリアフリー化を求めます。利用者である子どもが車いす若しくは杖歩行をする場合と、保護者も利用者と考えた場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	県では鳥取県福祉のまちづくり条例により建築物のバリアフリー化を進めている。対象施設には保育所も含まれており、条例で規定することは考えていない。
関係機関との連携 2件	障がい児の状態を把握するとともに、関係機関との連携を図り保育を実施することとしているが、障がい児だけでなく全ての児童とすること。	障がい児についてのみの規定となっているのは、障がい児対策を推進していくために追加したものであり、当然全ての児童について関係機関と連携を図り保育を実施していく。
第三者評価 1件	保育は公的責任が伴う事業であり、当該児童や保護者、そして市民がアクセスできなければ意味がないので、第三者評価及び評価結果の公表は義務規定とすべき	省令では、自己評価及びその結果の公表について努力規定としているところであるが、情報提供をしてサービスの改善に取り組むためにも義務規定にしたところである。 第三者評価及び結果の公表の義務化については、事業者になくはない費用負担が生じることから、努力規定としている。
地産地消を含む県産品利用 2件	県産品の利用について、努力規定にとどめることがやむを得ないとしても、何らかのガイドラインがなければ、利用の努力もされない恐れがある。従って、県産品の利用を含む計画を策定し、自己点検と第三者評価項目に入れるべきである。	自己点検と第三者評価の項目については、今後内容を検討して各園に通知する予定である。
	食事提供というコンセプトが古すぎる。「食事」ではなく、保育＝養育という位置づけを明確にする条項を新設し、その中に保育の内容として「食育」を位置づけ、その中に、「地産地消」や「県産品」の利用を明示すべき。	食育については、各保育所でも既に取り組んでいるところであり、自園で栽培した食材を利用するなどして食事提供を行っている。 食育及び地産地消を含む県産品利用については、規則で定めることとする。

項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
記録の保存 1件	処遇記録は、当該児童のための有用な個人情報であり、当該児童のために、その成長発達を保障するものとして、当該児童などがアクセスできる必要がある、従って、成人に達するまで保存すべきものである。	5年間保存は最低基準であり、取扱いについては別に通知する予定である。
衛生管理 4件	施設設備由来の事故、散歩中の交通事故など多様な事故が発生する。これらの実情を視野に置き、衛生管理のみではなく「安全」を入れるべきである。	入所している乳幼児の安全について保障するのは当然のことであり、それを踏まえた上で、衛生面について必要な措置を講ずるよう規定するものである。
	熱中症だけに限定すべきではなく、食中毒、食物アレルギーなど、想定される多様な疾病に対応すべきである。	条例では感染症を例示して、その他は規則で定めることとしており、意見を踏まえる。
	施設は児童に対して万全の安全（健康）配慮義務を負っているので、健康管理を義務規定にすること	衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとし、義務規定としている。
障がい児の受け入れ 1件	障がいがある子どもを積極的に引き受けるよう「努力義務」を課す	障がい児保育については、市町村の判断で行うものであり、条例で規定することは考えていない。
病児・病後児保育 1件	率先して導入できるよう、病児・病後児保育事業を条例に位置づけてほしい	病児・病後児保育事業については、市町村の判断で行うものであり、条例で規定することは考えていない。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に係る パブリックコメントの実施結果及びその対応について

平成24年11月28日
子 育 て 応 援 課

1 実施結果

- (1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで
- (2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (3)	6 (5)	6 (2)	16 (10)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応（案）
職員配置 (保健師又は看護師の配置) 1件	医療面や発達面から日常保育の場面でのアドバイスがもらえ、家庭での育児不安の軽減につながることから、10人以上の全ての施設に看護師若しくは保健師の常勤義務を求める。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とした。
職員配置 (1クラスの人数) 4件	鳥取県においては、小学校1年生は30人以下学級となっている。一日の大半を過ごす認定こども園での1クラス35人はあまりにも多いので、30人とすること。	全ての認定こども園で1クラス30人とすることは、余裕の教室がない施設もあり、施設整備が伴うことから、35人のままとし、補助制度で30人学級を政策的に推進していくことを検討する。
施設設備 (屋外遊戯場) 7件	認定こども園の屋外遊戯場を園の付近にある適当な場所に代えることができることは、子どもの安全管理からも園内又は隣接する場所に設けることを明示すべきである。	認定こども園の屋外遊戯場を園の付近にある適当な場所に代えることができることについては、保育所においても同様の基準で今まで実施されており、また、園内において屋外遊戯場を設けることが困難な施設の対応も必要になることから、園内又は隣接する場所に設けることを明示することは考えていない。
施設設備 (調理室) 3件	認定こども園に調理室があり、調理する音やにおいが立ちこめる中で、五感を刺激することはとても大切なことなので、調理室は必置（完全自園調理）にすること。	自園調理は食育の観点から有効であることは御意見のとおりであるが、食育の推進は保育活動の中で取り組むことも可能であり、3歳以上児について調理室を必置とすることは考えていない。
施設設備 (バリアフリー) 1件	新設（新築）認可の場合はバリアフリー化を求めます。利用者である子どもが車いす若しくは杖歩行をする場合と、保護者も利用者と考えた場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	県では「鳥取県福祉のまちづくり条例」により建築物のバリアフリー化を進めている。対象施設には保育所及び幼稚園も含まれており、認定こども園条例で規定することは考えていない。

